

佐世保市新型コロナウイルス感染症予防接種実施要領

佐世保市における新型コロナウイルス感染症予防接種（以下「予防接種」という。）について、下記のとおり必要な事項を定める。

1 接種対象者

予防接種の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 佐世保市に住民票を有する 65 歳以上で、接種を希望する者。
- (2) 佐世保市に住民票を有する 60 歳以上 65 歳未満で心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能の障害を有し、身体障害者手帳 1 級を所持し、接種を希望する者。

2 実施回数

予防接種は、年度に 1 回の実施とする。

3 個別予防接種

原則として個別予防接種とし、十分な予診や被接種者の意思確認を確実にを行い実施するものとする。

4 予防接種実施機関

予防接種実施機関（以下「実施機関」という。）は、医療機関（老人保健施設等を含む）のうち、佐世保市と委託契約を交わした機関とする。

5 委託契約

実施機関は、「佐世保市新型コロナウイルス感染症予防接種実施要領」を了知したうえで、佐世保市と別途契約するものとする。

6 委託契約の方法

- (1) 佐世保市医師会（以下「医師会」という。）加入の医療機関は、「指定依頼申請書」を医師会に届け、医師会は届けのあった医療機関の代表人として佐世保市と契約を締結するものとする。
- (2) 前号に規定する機関以外の実施機関は、「指定申請書」を佐世保市に提出し、その後、佐世保市と契約を締結するものとする。

7 負担金の徴収

被接種者の自己負担金については、実施機関にて定めるものとする。

ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）における被保護者が「生活保護受給証明書」を提出した場合又は医療機関が「生活保護法医療券・調剤券」「生活保護法介護券」により被保護者と確認できる場合（いずれも接種日の当該月のもの）は徴収しないものとする。また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）における、支援給付対象者が、本人確認証を提示した場合も同様とする。

8 接種対象者への周知方法

佐世保市は、接種対象者に対し、広報させば等により適宜、予防接種について周知徹底を行うものとする。

9 実施期間

毎年10月1日から翌年2月末日までの間とする。ただし、流行時期等を考慮し可能な限り年内接種を周知することとする。

10 予防接種の実施内容

医師は、予防接種を実施するに当たり、次の事項を確実に行うものとする。

（1）薬品並びに用具の点検確認をする。

（2）予防接種前には必ず予診、問診、診察を行う。

（ア） 予診票の点検

（イ） 予診票の医師署名ほか必要な事項を記入する。

（ウ） 問診、診察（視診及び聴診）を行う。

（3）接種

（ア） 厚生労働省が認可した新型コロナワクチンを1回筋肉に注射するものとする。

（イ） 接種量は、厚生労働省が認可した各社ワクチンの決められた用量を守り接種する。

11 予診票

予防接種予診票（以下「予診票」という。）は、3部複写になっている。1枚目は実施機関での保存用、2枚目は佐世保市への提出用、3枚目は本人への接種済証とする。

12 予防接種実績報告書及び請求書の提出

- (1) 医師会加入の医療機関は、予診票の2枚目の予防接種連絡票『以下「連絡票」という。(第1項第2号及び負担免除の対象者を接種した場合は裏面に証明書等(写しも可)の添付を要す)』を予防接種実績報告書(以下「報告書」という。)と共に月毎にまとめ次第、医師会に提出するものとする。医師会は、提出のあったものをまとめ請求書を作成し、連絡票・報告票・請求書を接種月の翌月20日までに佐世保市へ提出するものとする。
- (2) 前号に規定する機関以外の実施機関は、連絡票(第1項第2号及び負担免除の対象者を接種した場合は裏面に証明書等(写しも可)の添付を要す)を「予防接種実績報告書及び請求書」と共に月毎にまとめて、接種月の翌月20日までに佐世保市へ提出するものとする。

13 その他

この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、必要により佐世保市は医師会又は実施機関と協議するものとする。

附 則

この要領は、令和6年9月18日から施行する。